

[長野県委託]

## 平成 30 年度「福祉の職場体験事業」実施要領

### 1 目的

少子高齢社会が到来し、今後さらに福祉ニーズの増大が見込まれるとともに、福祉・介護の担い手としての労働需要が増すことが予想され、安定的な人材の確保が大きな課題になっている。

そこで、福祉の担い手として期待される学生や就職希望者等に、実際の介護現場において、介護等に携わる職場体験を通じて、介護現場の状況や福祉の仕事のやりがい、魅力を伝えるとともに、福祉、介護分野への就業促進を図る。

2 実施主体 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）

3 後援 長野県教育委員会

4 対象者 福祉の担い手として期待される学生や就職希望者等

### 5 体験日数・体験内容等

体験日数は、2日以上で本人が希望する日数（原則として連続した日、最長 10 日間）とする。体験内容は以下の2つのコースから選択する。

#### (1) 基礎体験コース

- ①対象者：福祉の職場に興味はあるが、福祉の職場にふれるのは初めての方
- ②体験受入期間：2日～5日間
- ③体験内容：福祉現場の業務見学、利用者との交流、作業補助等

#### (2) 業務体験コース

- ①対象者：福祉の職場に興味があり、就職を視野に入れている・もしくは就職を前提とした方
- ②受入期間：2日～10日間
- ③体験内容：利用者との交流、作業補助、利用者の介護、介助体験等

※1日の体験時間は、原則9時～16時までとする。

※1日のみの体験の場合は、本事業の対象としない。但し、都合により結果として1日で体験終了となった場合は助成金支給の対象とする。

※体験期間中に、体験者と施設・事業所との相談の結果、双方の合意があれば体験日数の変更は可（但し、体験は最低2日以上）とする。

## 6 職場体験の実施内容等

実施内容は、下記の例を参考の上、体験者の希望等を考慮し、福祉・介護の仕事が魅力ある職場であることを正しく認識していただけるような内容とする。

### ■体験内容の例

福祉現場の見学、利用者との交流（話し相手、レクリエーション等）、作業補助（配膳・下膳、洗濯物の整理、清掃等）、利用者の介護・介助（車いす介助、食事介助、入浴介助等）

### ※受入事業所側の留意事項

- ・体験指導の際は、申込者の希望コースに応じた内容となるよう留意すること。
- ・体験初日には、必ずオリエンテーションを実施し、業務の流れ、利用者の接し方や留意事項等について説明をするとともに、施設・事業所の事業の概要、目的、利用者の思い等を伝えること。
- ・1日の体験終了後、その日の振り返り等指導者との面談時間を設けること。その際、別紙「体験記録ノート」を活用し、コメント等を記入すること。

## 7 経費の負担等

体験者の参加費は無料とする。但し、交通費、昼食代などは本人の自己負担とする。

## 8 経費の助成

(1) 事業所に対して体験者の受入れに伴い、下記の金額を助成する。

○助成額：1日当たり体験者1人につき3,000円

例：3日間の場合 助成額 9,000円 (@3,000円×3日)

(2) 学校がキャリア教育補償制度「インターンシップ・ボランティア等体験活動保険」等に加入する場合は、申請に基づき学校に対して下記金額を助成する。

○助成額：体験者1人につき250円

## 9 受け入れ・調整方法等

(1) 各事業所からの受け入れ希望調書の提出

本会から県内の事業所へ「受け入れ希望調書」（様式1）を送付し、職場体験事業の受入事業所を募集する。

(2) 学生及び就職希望者等から体験希望の受付

① 個人（一般） 「申込書（個人用）」（様式2-1）

② 学校等団体 「申込書（学校等用）」（様式2-2）（様式2-2添付）

③ 個人（20歳未満学生） 「申込書兼同意書」（様式2-3）

(3) 受け入れの調整の流れ

① 「申込書」の記載内容に基づき、事業所を選定・調整する。

② 職場体験申込者に調整結果を連絡する。

③ 職場体験申込者は、受入れ事業所に日時や留意事項の確認等を行い、職場体験を実施する。

(4) 体験終了後の報告等

- ① 体験終了後、事業所は「職場体験実施報告書」(様式3)及び「助成金請求書」(様式4)を本会へ提出する。  
体験者は、「アンケート」(様式5)に記入し、本会へ提出する。
- ② 「報告書」を確認の上、事業所へ助成金を交付する。
- ③ 体験者終了後、希望者には福祉職場に関する情報提供等を行う。

10 その他留意事項

- (1) 万一の事故に備え、本会ではボランティア行事用保険に加入する。  
ただし、学校管理下の職場体験(学校が教育活動の一環とするキャリア教育)については、補償の対象とはならない。
- (2) 本事業で福祉の職場体験をおこなっても、小中学校の教員免許状取得希望者に対する介護等体験、その他福祉関係の資格取得にかかる福祉の就業体験等の対象とはならない。

○申込み・お問合せ

長野県社会福祉協議会 福祉人材部 人材グループ(長野県指定 長野県福祉人材センター)  
〒380-0928 長野市若里 7-1-7  
TEL026-226-7330 /FAX026-227-0137  
E-mail jinzai@nsyakyu.or.jp